

知多市公告第 9 4 号

知多市広告付き市内案内板取扱要領（平成 2 4 年知多市公告第 9 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日

知多市長 伊 藤 清一郎

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に決定を受けている市内案内板の取扱い及び広告掲載については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(市内案内板<u>の設置場所等</u>) 第3条 市内案内板<u>の設置場所及び規格は、設置事業者の募集に際し、市長が行う一般競争入札の公告において定めるものとする。</u> 第4条 <u>削除</u>	(市内案内板設置場所) 第3条 市内案内板<u>設置場所は、知多市役所庁舎正面出入口とする。</u> <u>(市内案内板の規格)</u> 第4条 <u>設置する市内案内板の規格は、幅255センチメートル×奥行き75センチメートル×高さ215センチメートル以内とする。</u>